

第4章 計画の推進に向けて

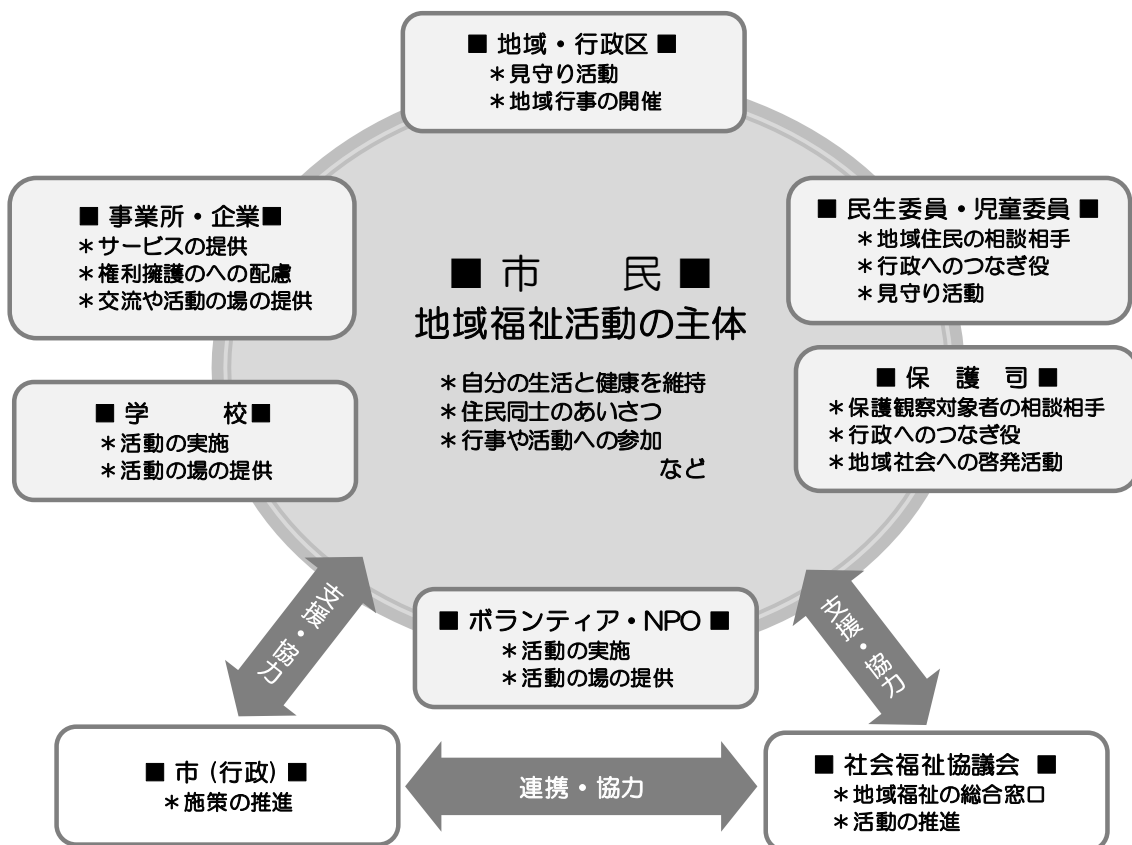
1 それぞれの役割

すべての市民が、安全で、安心して暮らし続けることのできる地域社会を実現させるためには、市民による主体的な取組と、市民と地域が協働して地域福祉活動を推進していくことが重要です。

そのためには、市民をはじめ、地域で活動する民生委員・児童委員、保護司、ボランティア、NPO、学校、企業、福祉サービス事業所などの関係者（機関）が、地域福祉活動の重要な担い手となることが求められます。

計画を推進していくためには、市民を中心に関係者（機関）が協力してそれぞれの役割や責務を果たしながら、互助の精神、絆を持ち、協働して取り組んでいくことが必要です。

また、市（行政）と社会福祉協議会は連携して、支援・協力して取り組むことが必要です。



(1) 市民の役割

市民一人ひとりが、地域のこと、地域福祉活動に関心を持ち、各自の役割や責務を理解したうえで、「今、自分にできること」を考え、地域福祉を担う一員として取り組んでいくことが大切です。

地域福祉活動に積極的かつ主体的に参加し、その活動を周囲全体に広めることによって、市民全体の支えあいや助けあいの機運が高まり、地域の活性化につながることを期待されます。

(2) 地域・行政区（自治会・PTA・老人クラブ等）の役割

行政区をはじめ地域で活動している関係機関は、あいさつや声かけなど、身近な活動をはじめとし、多くの人に地域活動への参加を呼びかけ、地域の連帯意識の高揚に努めることが求められます。

地域内の課題を解決していくための方策を話し合い、行政や福祉サービス事業所の支援につないだり、活動の実施と活動の場を提供するなど、団体間で協力して課題の解決に取り組むことが期待されます。

(3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、様々な生活課題を抱える人にとって、身近な相談相手となり、その人が適切な福祉サービスを得られるよう情報提供を行うことが求められます。また、行政や関係機関・社会福祉協議会と連携・協力することで、課題の解決を支援する地域福祉活動に取り組むことが期待されます。

(4) 保護司の役割

保護司は、社会奉仕の精神をもって犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で助けるとともに、犯罪予防のための啓発活動をしており、安全・安心な地域社会の維持に大切な「社会を明るくする運動」を推進しています。再犯を防ぎ、立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動が期待されます。

(5) ボランティア・NPOの役割

ボランティア・NPOは、それぞれが明確な目的や専門性を持ち活動をしており、共助の精神にあふれた地域社会の構築に向けて大切なことのひとつである「人と人をつなぐ力」を持っています。地域福祉のリーダー役として多様な活動が期待されます。

(6) 学校の役割

学校は、地域福祉を支える人材育成に大きな役割を果たします。専門分野の人材育成だけでなく、リーダー的人材の育成やボランティアの育成など、地域福祉ニーズに応じた人材育成の役割が求められます。また、行政や関係機関と連携した事業を展開するなど、児童・生徒、教職員の力を結集し、市民と協働して課題の解決に取り組むことが期待されます。

(7) 福祉サービス事業所・企業の役割

事業所や企業は、自らの活動が市民の暮らしを支えることを認識し、多様なニーズに応えるとともに、適切なサービスの提供と、権利擁護への配慮が求められます。

また、支援が必要な人へ生活関連サービスの提供を続けるとともに、市民との交流や、行政や関係機関との連携による活動などで地域社会へ貢献することが期待されます。

(8) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、安全で、安心して暮らせるまちづくりに向けて、市民、関係機関など幅広い分野の参加と協力のもと、様々な活動を行っています。

地域福祉活動の支援や各種福祉サービス、ボランティア活動の推進などに取り組んでおり、南魚沼市の地域福祉を推進する中核の機関です。そのため、市民が気軽に相談できる総合窓口としての役割が求められます。

地域福祉活動の調整役として、人材の発掘・育成や活動の拠点づくり、市民の要望をふまえた支援と関係機関との連携に取り組むことが期待されます。

(9) 市（行政）の役割

市（行政）は、公的福祉サービスの提供や行政権限に基づく対応や支援を、実態や市民ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。

市民や関係機関が地域福祉活動に取り組むにあたり、多様な参加機会や情報の提供、事例の収集・紹介など、市民が地域福祉活動に参加しやすい環境の整備や、必要な支援を行います。また、社会福祉協議会と連携して市民主体の地域福祉活動を支援します。

2 新型コロナウイルス感染症に配慮した福祉活動等の進め方

新型コロナウイルス感染症の広がりを防ぐため、人と人との接触する機会を減らすことが求められています。これにより、地域住民等による福祉活動やボランティア活動は、休止や延期等の自粛を余儀なくされています。

地域福祉の推進には、相互理解を促進するための研修や講座、各種交流事業への参加、組織・団体による活動が不可欠であり、人と人との接触を減らす必要から、その機会の多くを奪われているのが現状です。

そこで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、活動を再開・実施する際の留意点を整理しました。

これは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例」、厚生労働省の各種通知などを参考に作成された、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」から抜粋し、内容をまとめたものです。

① 担い手同士で話し合う

地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の再開にあたっては、まず、それに取り組む組織・団体の担い手同士が感染予防を徹底しつつ、少人数で集まったり、Web会議等を活用したりして、話し合いを行います。担い手一人ひとりが無理をせず、今、できることは何かを考えることが大切です。

② 感染防止等について担い手自身が正しい知識を身につける

福祉活動やボランティア活動に取り組む組織・団体やその担い手一人ひとりが、新型コロナウイルス感染症の地域における流行状況や感染防止の方法等、正しい知識を身につけ感染拡大防止に取り組むことが大切です。

③ 福祉活動の再開方法等を検討する

活動を再開・実施する場合、「3つの密」（密集・密接・密閉）を避ける、マスクの着用、手洗い・手指消毒等の基本的な感染防止対策を導入し、感染及び感染拡大のリスクを可能な限り低減する、必要に応じ電話・手紙・メール等を活用する等、活動方法の見直しに取り組む必要があります。

④ 利用者が安心して参加できるように適宜情報提供する

活動再開にあたっては、それぞれの組織・団体が取り組んでいる感染防止策を盛り込んだチラシ等を利用者や対象者に配布し、安心して参加・利用できることを伝えます。

⑤ 福祉活動等の再開に向け地域の理解を得る

行政区長、民生委員・児童委員等の地域のキーパーソンに、高齢者や障がい者にとっ

での福祉活動やボランティア活動の必要性を説明するとともに、取り組んでいる感染防止策等の情報を提供し、活動再開の理解を求めます。

⑥ 相談支援体制を構築する

市や社会福祉協議会と連携しながら、地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の相談支援体制を構築します。

「新しい生活様式とは？」

参考 厚生労働省リーフレット「通いの場に参加するための留意点」

新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、3密を避けるなどの「新しい生活様式」に移行していく必要があります。

通いの場に参加する場合も、一人ひとりの基本的な感染対策が重要です。次のことに心がけて通いの場に参加しましょう。

～ 感染拡大を防ぐために ～

3密（密集・密接・密閉）を避け、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いを心がけましょう。

～ 通いの場に参加するためのポイント ～

- ・毎日、体温を計測し、体調を確認しましょう。
- ・体調の悪いときは休みましょう。
- ・症状がなくてもマスクを着用しましょう。
- ・こまめに、水と石けんで丁寧な手洗いを心がけましょう。
- ・1時間に2回以上の換気をしましょう。
- ・お互いの距離は、
互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上空けましょう。
- ・会話をする際は、正面に立たないように気をつけましょう。

～ 飲食を伴う活動をする場合 ～

- ・座席は、横並びで座るなどの工夫を行い、距離をとるように調整しましょう。
- ・料理は個別に配膳し、茶菓は個別包装されたものを用意しましょう。
- ・食器やコップ、箸などは、使い捨てにしたり、洗剤でしっかりと洗いましょう。

～ 体操など身体を動かすとき ～

- ・マスクを着けて運動をする場合は、無理をせず、早めに休憩を取りましょう。
- ・こまめに水分補給や室温を調整しましょう。

3 計画の進行管理・評価

本計画で掲げた数値目標の達成状況をはじめ、各種施策・事業の着実な実施のため、地域福祉計画推進委員会において、計画の進行管理及び評価を行います。

委員会は、計画の推進状況を確認し、そこから地域が抱える課題などについて検討します。計画の進行及び評価の結果、各種施策・事業の実施について見直すべき事項があった場合には、適宜計画の見直し等の検討を行います。

◆PDCAサイクルによる進行管理のイメージ◆

